

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

### （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人豊正会が開設する大垣中央病院（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 本事業は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づき、心身機能の維持回復を図り、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、医療機関の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

### （施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人 社団 豊正会 大垣中央病院
- (2) 所在地 岐阜県大垣市見取町 4-2
- (3) 電話番号 0584-73-0377 FAX 番号 0584-73-8380
- (4) 管理者名 臼井 正明
- (5) 介護保険指定番号 2112102161

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 管理者         | 1人 |
| (2) 医師          | 1人 |
| (3) 理学療法士・作業療法士 | 3人 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし12月29日～31日、1月1日～3日、8月14日～15日は定休日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時を営業時間とする。
- (3) サービス提供時間  
①10:00～12:00 ②13:30～15:00のうち1時間30分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、各単位ごとに合計で12名とする。

(送迎)

第9条 当施設は通常の事業実施地域において送迎を行う。

- 2 利用者の状況に応じ自己来所も認める。

(事業の内容)

第10条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (1) 理学療法士・作業療法士を事業に専従させ個別的にリハビリテーションを実施する。
- (2) 医師・理学療法士・作業療法士等が共同して利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成する。
- (3) 利用者またはその家族に対し、指導、説明を行うとともに適切なリハビリテーションを提供する。

(利用者負担の額)

第11条 事業提供した場合の利用額は、厚生労働省の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 当施設の実施地域は大垣市内（上石津・墨俣地区を除く）とする。

（身体の拘束等）

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当院入院者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは、十分に注意し持ち込まないようにする。
- ・ 設備・備品は丁寧に扱い、破損しないように心掛ける。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、その都度職員に相談し決定する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、各自で管理し必要以上は持ち込まない。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、通所リハビリテーション外に行う。
- ・ 宗教活動は、禁止とする。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- （2） 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- （3） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （4） 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （5） 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- （6） 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サ

ービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入院者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(虐待防止に関する事項)

第19条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用することができる者とする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(職員の質の確保)

第20条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人豊正会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診することとする。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる者とする。)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第25条 当施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーション(指

定介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情・相談受付)

第26条 当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対する要望又は苦情等について、利用者は担当支援相談員・当施設の苦情・相談窓口申し出ることができ、又は、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱・目安箱」に投函して申し出ることができます。

- (1) 利用者苦情・相談窓口 大垣中央病院 リハビリテーション科  
担当者 後藤 智博  
電話 0584-81-1388 (直通)
- (2) 大垣市役所 介護保険課 大垣市丸の内2-29  
電話 0584-81-4111
- (3) 岐阜県国民健康保険団体連合会  
介護・障害課苦情相談係 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内  
電話 058-275-9826

(ハラスメント対策)

第27条 当施設は、職員の就業環境を害するハラスメントの防止のため、次の措置を講じるものとする。

#### 1 ハラスメントの定義

ハラスメントとは、職員に対する性的な言動、優越的な関係を背景とした言動、その他業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職員の就業環境を害する行為をいう。利用者及びその家族等からの言動も対象とする。

#### 2 基本方針

当施設は、すべてのハラスメント行為を許容せず、職員が安心して就業できる環境の確保に努める。

#### 3 相談体制の整備

ハラスメントに関する相談窓口を設置し、職員からの相談に適切に対応する体制を整備する。

#### 4 発生時の対応

ハラスメントが発生した場合は、事実関係を迅速かつ適切に確認し、必要な措置(注意、指導、サービス提供方法の見直し等)を講じる。

#### 5 利用者等への対応

利用者又はその家族等によるハラスメントが認められた場合は、関係機関と連携し、必要に応じてサービスの中止又は契約の見直し等の対応を行う。

#### 6 職員への周知及び研修

ハラスメント防止に関する方針を職員に周知するとともに、定期的に研修を実施する。

#### 7 再発防止

ハラスメント事案の再発防止のため、原因分析を行い、必要な改善措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 1 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 2 当施設は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に関する記録を整備しそのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人豊正会大垣中央病院役員会において定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成30年9月1日より施行する。

この運営規定は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規定は、令和8年4月1日から施行する。